

一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団賛助会員規程

(通 則)

第1条 一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団（以下「本財団」という。）定款第44条の賛助会員は、この規程の定めるところによる。

(会 員)

第2条 賛助会員は、本財団の目的及び事業に賛同し、賛助会費を納入している個人又は法人とし、それぞれ個人会員又は法人会員と称する。

(申 込)

第3条 賛助会員になるためには、本財団に入会の申込を行い理事長の承認を受けるものとする。

2 理事長は、理事会に賛助会員の入会等の状況を毎年報告しなければならない。

(会 費)

第4条 賛助会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員 1口 10,000円（学部生及び大学院生について、理事長は区分を設け減額することができる。）

(2) 法人会員 1口 110,000円

2 賛助会費は、一括又は分割して納入することができる。

3 納入した会費は、会計年度の途中において会員の資格を失った場合においても、返還しない。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 本財団作成の定期刊行物の無料配布又は減額配布を受けること。

(2) 本財団主催の研究会、講習会等に無料又は減額にて参加すること。

(3) その他

(会員の資格喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

(1) 退会したとき。

(2) 個人である賛助会員が死亡したとき。

(3) 法人である賛助会員が法人格を失ったとき。

(4) 賛助会費の納入を怠ったとき。

(5) 理事会の議決により除名されたとき。

(報 告)

第7条 本財団は、賛助会員に対し、定時に事業報告及び決算報告を行うものとする。

(指定研修受講者の特例)

第8条 理事長が指定する研修会受講者が個人賛助会員となることを希望する場合、特例として期日を定めての賛助会費の納入を免除することができる。

(賛助会員規程の改廃)

第9条 この賛助会員規程を改廃しようとする場合は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規程は、平成8年6月11日から適用する。

2 この規程の第2条の個人会員は、改正前寄附行為第21条第1項第1号の普通会員が、また、この規程の第2条の法人会員は、改正前寄附行為第21条第1項第2号の法人会員及び第3号の賛助会員が移行するものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人への移行の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月17日から適用する。

附 則（2021年3月15日改正）

この規程は、2021年4月1日から適用する。